

議 会 資 料	議案第 25 号
介護・総合相談支援課	

志摩市介護保険条例の一部改正について

1. 条例を改正する理由

令和6年度から令和8年度までを期間とする第9期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定、及び第1号保険料に関する見直しによる介護保険法施行令の一部改正に伴い、介護保険料の改正を行います。

2. 改正する条例の要点

- 第9期志摩市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づき、介護保険料基準月額を6,800円とします。
- 介護保険法施行令の一部改正（「所得段階の第13段階までの多段階化」、それに伴う「第9段階以上の対象者所得要件の変更」、「第1段階から第3段階までの負担割合の引き下げと第9段階以上の負担割合の引き上げ」）に基づき、各所得段階の介護保険料を定めます。

3. 改正による効果等

介護保険制度の安定した運営を維持継続していくことができます。

志摩市介護保険条例(平成16年志摩市条例第158号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)</u>第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)<u>の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)</u>第39条第1項第1号に掲げる者 <u>40,440円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>60,600円</u></p> <p>(3) <u>令第39条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>60,600円</u></p> <p>(4) <u>令第39条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>72,720円</u></p> <p>(5) <u>令第39条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>80,880円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者</u> <u>97,080円</u></p> <p><u>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)</u>第9条第1号に規定する者をいう。以下同じ。)<u>の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)</u>第38条第1項第1号に掲げる者 <u>37,080円</u></p> <p>(2) <u>令第38条第1項第2号</u>に掲げる者 <u>55,800円</u></p> <p>(3) <u>令第38条第1項第3号</u>に掲げる者 <u>56,280円</u></p> <p>(4) <u>令第38条第1項第4号</u>に掲げる者 <u>73,440円</u></p> <p>(5) <u>令第38条第1項第5号</u>に掲げる者 <u>81,600円</u></p> <p>(6) <u>令第38条第1項第6号</u>に掲げる者 <u>97,920円</u></p>

場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には零とする。以下同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 105,240円

ア 合計所得金額が120万円以上210万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 121,320円

ア 合計所得金額が210万円以上320万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 106,080円

(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 122,400円

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 129,480円

ア 合計所得金額が320万円以上500万円未満である者
であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)

(10) 前各号のいずれにも該当しない者 145,680円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は2万4,240円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万4,240円」とあるのは「4万440

(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 138,720円

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 155,040円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 171,360円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 187,680円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 195,840円

2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は2万3,160円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「2万3,160円」とあるのは「3万9,48

円」___と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万4,240円」とあるのは「5万6,520円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 (略)

2 (略)

- 3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

0円」___と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「2万3,160円」とあるのは「5万5,800円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第4条 (略)

2 (略)

- 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者(第1項に規定する者を除く。)に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第12号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

改正前（第8期計画期間における所得段階別介護保険料）

所得段階 (負担割合)	対象者	保険料額
第1段階 (基準額×0.30)	●生活保護受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	月額 2,020円 年額 24,240円
第2段階 (基準額×0.50)	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	月額 3,370円 年額 40,440円
第3段階 (基準額×0.70)	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	月額 4,710円 年額 56,520円
第4段階 (基準額×0.90)	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	月額 6,060円 年額 72,720円
第5段階 (基準額)	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人	月額 6,740円 年額 80,880円
第6段階 (基準額×1.20)	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	月額 8,090円 年額 97,080円
第7段階 (基準額×1.30)	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	月額 8,770円 年額 105,240円
第8段階 (基準額×1.50)	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	月額 10,110円 年額 121,320円
第9段階 (基準額×1.60)	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	月額 10,790円 年額 129,480円
第10段階 (基準額×1.80)	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の人	月額 12,140円 年額 145,680円



改正後（第9期計画期間における所得段階別介護保険料）

所得段階 (負担割合)	対象者	保険料額
第1段階 (基準額×0.285)	●生活保護受給者 ●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	月額 1,930円 年額 23,160円
第2段階 (基準額×0.485)	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	月額 3,290円 年額 39,480円
第3段階 (基準額×0.685)	●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円を超える人	月額 4,650円 年額 55,800円
第4段階 (基準額×0.90)	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	月額 6,120円 年額 73,440円
第5段階 (基準額)	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円を超える人	月額 6,800円 年額 81,600円
第6段階 (基準額×1.20)	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	月額 8,160円 年額 97,920円
第7段階 (基準額×1.30)	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	月額 8,840円 年額 106,080円
第8段階 (基準額×1.50)	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	月額 10,200円 年額 122,400円
第9段階 (基準額×1.70)	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	月額 11,560円 年額 138,720円
第10段階 (基準額×1.90)	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	月額 12,920円 年額 155,040円
第11段階 (基準額×2.10)	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	月額 14,280円 年額 171,360円
第12段階 (基準額×2.30)	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	月額 15,640円 年額 187,680円
第13段階 (基準額×2.40)	●本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	月額 16,320円 年額 195,840円

※1 所得段階の設定については、国の基準段階区分を基本とし、低所得者の保険料の軽減(※2)を図るとともに、市町村民税本人課税層の区分を細分化して応能負担に応じた保険料の設定を行うため、第7期の段階区分を継続して10区分とします。

※2 市町村民税非課税世帯である第1段階から第3段階は、消費税率変更に伴う負担軽減として国及び県とともに公費を投入して、国の標準保険料率をそれぞれ以下のように引き下げ、低所得者の保険料の軽減を図ります。
・第1段階は国標準0.5→0.3、第2段階は国標準0.75→0.5、第3段階は国標準0.75→0.7に引き下げ

※1 所得段階の設定については、国の基準段階区分を基本とし、低所得者の保険料の軽減(※2)を図ります。

※2 市町村民税非課税世帯である第1段階から第3段階は、負担軽減として国及び県とともに公費を投入して、国の標準保険料率をそれぞれ以下のように引き下げ、低所得者の保険料の軽減を図ります。
・第1段階は国標準0.455→0.285、第2段階は国標準0.685→0.485、第3段階は国標準0.69→0.685に引き下げ